

第 8 次

湯川村交通安全計画

(平成18年度～平成22年度)



湯 川 村

湯川村交通対策協議会

ま え が き

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、湯川村では交通安全基本法（昭和45年法律第110号）に基づき県などの関係地方行政機関、関係団体等と一体となって各般にわたる交通安全対策を積極的に実施してきました。

しかし、村内の交通事故発生状況をみると、交通事故発生件数・死傷者数ともに増加傾向にあり、さらに自動車保有台数や運転免許保有者数の増加など「くるま社会」の更なる進展を考えれば、今後一層多くの死傷者が生じることが予想されます。

このような状況にあって、安全で安心できる交通環境を確保するためには、人命尊重の理念のもとに、交通事故のない社会を目指し、村及び村民一人ひとりが全力を挙げて、交通安全対策全般について一層強力に推進していかなければなりません。

この「湯川村交通安全計画」は、このような観点から福島県交通安全対策会議の定める第8次交通安全計画に基づき、平成18年度から平成22年度までの5年間に、本村の講ずべき施策の大綱を定めたものです。

この計画を積極的に推進するためにも、交通安全関係機関・団体はもとより村民一人ひとりの御理解と御協力をお願いいたします。

平成18年12月

湯川村交通対策協議会長
湯川村長 大塚 節雄

目 次

計画の基本理念	1
第1章 道路交通の安全	2
第1節 道路交通事故のすう勢と交通安全対策の今後の方向	2
1 道路交通事故のすう勢	2
(1) 道路交通事故の現状	2
(2) 道路交通を取り巻く状況の展望	2
(3) 道路交通事故の見通し	2
2 交通安全対策の今後の方向	3
(1) 高齢者の交通安全対策の推進	3
(2) シートベルト及びチャイルドシート着用の徹底	3
(3) 安全かつ円滑な交通環境の整備	4
(4) 交通安全教育の推進	4
(5) 車両の安全性の確保	4
(6) 効果的な指導取締の実施	4
(7) 救助・救急体制の整備	4
(8) 被害者対策の充実	4
(9) 交通事故調査・分析の充実	5
(10) 村民参加型の交通安全活動の推進	5
3 交通安全計画における目標	5
第2節 講じようとする施策	6
1 道路交通環境の整備	6
(1) 道路の新設・改築による交通安全対策の推進	6
(2) 交通安全施設等整備事業の推進	6
(3) 総合的な駐車対策の推進	7
(4) その他道路交通環境の整備	7
2 交通安全思想の普及徹底	8
(1) 生涯にわたる交通安全教育の振興	8
(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	10
(3) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等	11
3 安全運転の確保	11
(1) シートベルト・チャイルドシート及び二輪車乗車用 ヘルメット着用の徹底	11
(2) 高齢運転者対策の充実	11
(3) 自転車の安全運転の確保	11
(4) 自動二輪車運転者教育の推進	12

4	車両の安全性の確保	1 2
	(1) 自動車点検整備の推進	1 2
	(2) 自転車の安全性の確保	1 2
5	道路交通秩序の維持	1 2
	(1) 暴走族対策の強化	1 2
6	救助・救急体制の整備	1 2
	(1) 救助・救急体制の整備	1 2
	(2) 救急関係機関の協力関係の確保	1 3
7	損害賠償の適正化等	1 3
	(1) 損害賠償の請求についての援助等	1 3
8	交通事故被害者支援の充実強化	1 3
	(1) 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実	1 3
第2章	鉄道交通の安全	1 4
第1節	鉄道事故のすう勢と交通安全対策の今後の方向	1 4
第2節	講じようとする施策	1 4
1	鉄道交通環境の整備と安全に関する知識の普及	1 4
2	緊急時における救助・救急体制の整備	1 4
第3章	踏切道における交通の安全	1 5
第1節	踏切事故のすう勢と交通安全対策の今後の方向	1 5
第2節	講じようとする施策	1 5
1	踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置	1 5
(1)	踏切道の構造改良による安全対策の推進	1 5
(2)	踏切設備等の共同点検の実施	1 5
(3)	広報活動による事故防止対策の推進	1 5

福島県交通安全シンボルマーク



※ このマークは、全県民の切なる願いである交通安全の推進と交通安全意識の高揚を図るため、交通安全の精神を象徴するものとして制定したものであり、周囲の円で道路と車輪を、円とY字でハンドルを表し、その中で親が子ども達を守り導く姿により、人と車との調和を表現したものです。

(昭和57年10月 福島県・福島県交通対策協議会制定)

計 画 の 基 本 理 念

安心して暮らすことができる社会を築くためには、交通の安全は欠かすことのできない条件であり、交通安全のための施策を講ずるに当たっては、人命尊重の理念を基本に、交通事故がもたらす社会的・経済的損失をも勘案して、交通事故の実態と社会経済情勢の変化に対応した交通安全対策を講じていく必要があります。

本計画においては、このような観点から、交通社会を構成する人間、車両等の交通機関及びそれらが活動する場としての交通環境という三つの要素について、相互の関連を考慮しながら、適切かつ実施可能な施策を総合的に検討し、村民の理解と協力のもと、これを推進します。

第一に、人間に関する安全対策については、交通機関の安全な運転等を確保するため、運転する人間の知識・技能、危険予知能力の向上、交通安全意識の徹底、運転管理の改善等を図り、また、歩行者等の安全な移動を確保するため、歩行者等の交通安全意識の徹底、指導等を図るものとします。また、交通社会に参加する村民一人ひとりの交通安全思想の喚起と交通道德意識の高揚を図ることが極めて重要であることを考慮して、幼児から高齢者に至るまでの交通安全に関する教育、普及啓発活動の充実を図るものとします。

第二に、交通機関が原因となる事故の防止対策としては、各交通機関の社会的機能や特性を考慮しつつ、社会的要求に応じた安全水準を常に維持させるための措置を講じるものとします。

第三に、交通環境に係る安全対策としては、機能分担された道路網の整備、交通安全施設等の整備、効果的な交通規制の推進、施設の老朽化対策等を図るものとします。また、交通環境の整備に当たっては、人優先の交通安全対策の推進を図り、混合交通に起因する接触の危険を排除するため、必要な方策を講じて、交通の流れを秩序づけることによって、安全かつ円滑な通行に資するものとします。

これら三要素に関する有効かつ適切な交通安全対策を講ずるに当たっては、その基礎として、関係機関の協力による交通事故原因の総合的な調査研究の強化、交通安全教育に関する調査研究の推進を図るとともに、民間の自主的な交通安全活動を積極的に推進し、官民一体となった施策を推進することが重要であることから交通安全の施策については、広く村民の声を反映させた真に実効あるものとします。

さらに、交通事故防止活動にもかかわらず、交通事故が発生した場合には、その被害を最小限に抑えるための迅速な救助・救急活動の充実、交通被害者の支援に必要な措置に万全を尽くすよう努めるものとします。

また、これらの施策は、社会情勢の変化や交通事故の発生状況などに弾力的に対応させるとともに、効果等を考慮して適切な施策を選択し、重点的かつ効果的に実施するものとします。

第 1 章 道 路 交 通 の 安 全

第 1 節 道路交通事故のすう勢と交通安全対策の今後の方向

1 道路交通事故のすう勢

(1) 道路交通事故の現状

湯川村には、49号と121号の2本の国道が走り、その他3本の県道があります。さらに会津縦貫北道路における湯川ICが建設されることもあり、会津若松市、喜多方市、会津坂下町等への通勤、通学や会津管内の観光の際に本村を通過していく自動車が年々増加している状況にあります。

交通量の増加に比例し、交通事故の発生件数・死傷者も年々増加し、平成元年に交通死亡事故ゼロ2200日を達成したのを最後に交通死亡事故ゼロの記録は更新されていない状況にあります。交通事故の発生場所を見てみると、国道・県道で発生しているものが多く、また、見通しの良い村道・農道どうしの交差点での事故も増加しています。交通事故の原因別では、前方不注意・一時停止違反などのいわゆる安全義務違反が最も多く、一方では速度超過等による無謀運転事故が挙げられます。

村内における交通事故（人身事故）件数（年間）

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
湯川村	29	29	39(死者1名)	20	16

以上のような交通事故の発生状況を見ると、車両相互の衝突による事故の増加が特徴として挙げられます。これは、自動車保有台数及び運転免許証所持者数の増加と交通量の増加に加え、近年の高齢運転者の増加が運転者層の多様化を進め、道路交通の拡大が一層進んだことなど道路を取り巻く状況が極めて厳しい状況にあり、交通事故の実態に対応した交通安全対策を今まで以上に積極的に推進していかなければ交通事故の増勢に歯止めをかけることは困難だと思われれます。

(2) 道路交通を取り巻く状況の展望

本村においては、今後とも運転免許保有者数、車両保有台数、自動車走行台キロともに着実に増加することが見込まれます。また、このような道路交通の量的拡大に加え、交通死亡事故の当事者となる比率の高い高齢者人口の増加は、道路交通にも大きな影響を与えるものと考えられます。

(3) 道路交通事故の見通し

道路交通を取り巻く状況は、複雑化する交通事故の状況について正確に予測

することは困難であります。今後、高齢者人口の増加や夜間交通量の増加等により、現状よりもなお一層憂慮すべき事態になることが懸念されます。また、高齢者の交通安全対策や交通安全教育などを推進させ、交通事故発生のリスクを低減させるかが課題であるといえます。

2 道路交通安全対策の今後の方向

質的・量的に変化していく道路交通を背景とした厳しい道路交通事故状況に対処していくためには、人命尊重の理念に立つことはもちろんのこと、交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも考慮して、交通事故のない安全な交通社会を実現することを理想として、社会経済情勢の変化を踏まえつつ、交通事故の実態に十分対応した交通安全対策を積極的に推進する必要があります。

このため、従来の交通安全対策を基本としつつ、効果的な対策への改善を図るとともに、有効性が見込まれる新規施策を推進することとし、その対策の実施にあたります。また、村民参加型社会の進展、少子高齢化、国際化、情報化等の社会情勢の変化に対応した施策の展開を図るほか、幼児、高齢者、身体障がい者、交通事故被害者等の視点にも十分配慮することとします。

このような観点から、道路交通環境の整備、交通安全思想の普及徹底、安全運転の確保、車両の安全確保、道路交通秩序の維持、救助・救命体制の整備、被害者対策の推進、交通安全に関する調査研究等各般の交通安全対策を充実し、関係機関・団体の緊密な連携のもとに、総合的かつ計画的に推進し、特に次の重要施策を強力に推進します。

(1) 高齢者の交通安全対策の推進

高齢化の進展に伴い、今後とも増加が懸念されている高齢者の交通事故を防止するため、高齢者に対して、年齢からくる身体機能の低化が歩行者または、運転者としての交通行動に及ぼす影響を理解させるとともに、交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的機能及び交通ルール等の知識を取得させることを目標とし、参加・体験・実践型の交通安全教育及び高齢者交通安全推進員（シルバーリーダー）の養成を積極的に推進するほか、各種の啓発啓蒙活動や、反射材の活用等交通安全用品の普及に努め、高齢者への交通安全意識の普及徹底を図ります。

また、段差解消や歩行空間の整備を行うなど、多様な人々が利用しやすいようバリアフリー化された道路環境づくりを推進します。

さらに、高齢者の安全運転対策として、高齢運転者講習の充実、地域における高齢者学級の拡大を推進します。

(2) シートベルト及びチャイルドシート着用の徹底

自動車乗車中の死亡事故においてシートベルト非着用者が高い割合を占めていることを踏まえ、シートベルト・チャイルドシートの着用効果と正しい知識

及び、着用方法についての理解を求め、その着用の徹底を図り、あわせて、全座席におけるシートベルトの着用推進を図ります。

このため、県を始め関係機関・団体等の協力のもと、あらゆる機会・媒体を通じて積極的に普及啓発活動を展開します。

(3) 安全かつ円滑な交通環境の整備

道路交通安全の観点から、事故が多発している箇所については、重点的に対策を講ずるとともに、交通安全施設の整備、道路標識の高輝度化・信号機の設置要望を積極的に展開します。また、道路の面的整備にあわせたコミュニティ・ゾーンの形成、歩道の整備、自転車道の整備等を図るなど、交通安全を確保するための施策を推進します。

(4) 交通安全教育の推進

幼児から成人に至るまでの段階的かつ体系的な交通安全教育及び高齢者、身体障がい者等に対する適切な交通安全教育を実施するため、県、村、警察、学校、関係民間団体及び各家庭が互いに連携を図るとともに、指導者の養成・確保、教材等の充実、参加・体験・実践型の教育の普及を図ります。また、運転者教育に関しては、安全運転を心がける意識の育成及び危険予測・回避能力の向上を図る観点から、免許取得前教育、免許取得時教育、免許取得後の再教育の充実を図ります。

(5) 車両の安全性の確保

車両の検査体制の整備を推進するとともに、自動車の安全性に関する比較情報等を自動車使用者に提供する自動車アセスメント事業を推進します。さらに、自動車利用者からの自動車不具合情報の収集に努めます。

(6) 効果的な指導取締の実施

交通死亡事故等重大事故に直結する悪質・危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いて警察に依頼するとともに、特に飲酒運転による悪質事犯に対してはその指導・取締りの強化を依頼します。

(7) 救助・救急体制の整備

交通事故による負傷者の救命率を向上させるため、事故の種類・内容の複雑多様化に対処し、負傷者を迅速に救護するため、村民に対し、会津若松地方広域市町村圏整備組合の協力のもと救命救急講習会を開催するなど、救助・救急体制の整備を図ります。

(8) 被害者対策の充実

近年増加している交通事故による重度後遺障がい者の救済対策を充実するため、重度後遺障がい者に対する介護及び被害者等が相談を受けられる機会の充実(被害者等への事故概要、捜査経過等の情報の提供、被害者連絡制度の充実、行政処分に対する情報の適切な提供)等被害者対策の充実を図ります。

また、被害者は大きな精神的打撃を受けており、さらに、交通事故に係る知

識、情報が乏しい事から、交通事故被害者等の心情に配慮した対策を推進します。

(9) 交通事故調査・分析の充実

効果的な交通安全対策を実施するため、事故の調査・分析の充実強化を促進するとともに、官民の保有する交通事故調査・分析に係る情報共有化等の充実を図ります。

(10) 村民参加型の交通安全活動の推進

交通の安全は、住民の安全意識により支えられていることから、安全で良好なコミュニティの形成を図るため、交通安全対策に関して住民が計画段階から実践全般にわたり積極的に参加できる仕組みを形成し、村民参加型の交通安全活動を推進します。

また、交通安全対策に関する行政及び民間団体間の定期的な連絡協議の場の充実や、交通安全に関する各種情報の集約・提供体制の整備を図ることにより、国、県、村及び民間団体が一体となった交通安全活動推進体制を強化します。

3 交通安全計画における目標

交通事故総量を抑制し、年間の交通事故による死者数をゼロとし、村民を交通事故の脅威から守ることが終局の目的である。そのため、村及び関係機関・団体は、村民の理解と協力のもと、交通事故の増加傾向に歯止めをかけるため本計画に基づき交通安全対策を実施し、2に掲げる諸施策を総合的かつ強力に推進します。

第2節 講じようとする施策

1 道路交通環境の整備

道路交通事故については、道路種別、沿道条件、道路構造、交通状況等が複雑に絡み合っ構成される発生地点付近の道路交通環境が大きく影響しているものと考えられます。

このため、交通安全施設の整備に当たっては、事故が多発しているなど道路交通安全の観点から問題が生じている箇所に対し、当該箇所における事故の特性や発生要因について分析を行い、その結果を踏まえて対策を立案実施することとします。また、実施後においては、整備結果の評価を行い、必要に応じて対策の立案・実施段階にフィードバックすることにより、着実に事故削減を図ることとします。

(1) 道路の新設・改築による交通安全対策の推進

交通事故を防止するため、緊急に交通の安全を確保する必要がある道路については、次の方針により道路の新設・改築事業を強力に推進します。

ア 道路交通の著しい混雑、交通事故の多発等の解消を図るため、右折レーンの設置やバイパス等の整備を推進します。

イ 歩道等を設置するための既存の道路拡幅等、道路交通の安全に寄与する道路の改良事業を積極的に推進します。

ウ 一般道路の新設に当たっては、交通施設についても併せて整備を図ることとし歩行者及び自転車利用者の多い地域等においては、歩道・自転車道等の専用道路の設置を積極的に行うとともに道路照明、防護さく、道路標識等の整備を図り、安全な生活環境の改善を図ります。

エ 幹線道路に囲まれた居住地域内においては、生活環境を保全するため、通過交通を幹線道路に転換させ、補助的な区画道路、歩行者専用道路等の系統的な整備を行うとともに、その他の必要な交通安全施設の整備についても総合的に実施します。

オ 降雪期の対策として、防雪さくの設置、また、機動性のある効果的な除雪作業を実施し、道路交通の円滑化と交通事故の解消、さらには、歩行者・自転車利用者等の安全と生活環境の改善を図ります。

(2) 交通安全施設等整備事業の推進

交通事故の多発している道路、その他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について、安全かつ円滑・快適な交通環境の確立を図るため、次の施策を講じます。

ア 道路標識、信号機、道路照明、カーブミラー等を関係機関と協議しながら総合的に整備します。

イ 小・中学校などの通学路においては、十分な歩道幅の確保や歩行段差を

最小限に抑えることなど、歩道の整備や歩道内の側溝のふた掛けによる危険箇所の解消により、安全な通学路の整備を図ります。

ウ 道路の構造、交通の状況に応じた交通の安全を確保するために、道路標識の大型化・自発光化、道路標識の高輝度化を推進します。特に、夜間死亡事故に対処するため、道路照明・視線誘導標の整備のほか、カーブ区画の危険性を喚起する標識・路面表示などの対策を推進します。

エ 分かりやすく使いやすい道路交通環境を整備し、安全で円滑な交通の確保を図るため、案内標識については、特に、主要な幹線道路の交差点及び交差点付近における大型案内標識の整備を重点的に進めることとし、外国人にも分かりやすいローマ字併用表示・シンボル表示を積極的に取り入れ、国際化の進展への対応に努めます。

オ 高齢者や身体障がい者等の社会参加を支援する歩行空間等を確保するため、公共施設、福祉施設等の周辺を中心に幅広歩道の整備や既設歩道の段差解消・凸凹の解消、歩道の浸透性舗装や視覚障がい者誘導ブロックの整備等を推進します。

(3) 総合的な駐車対策の推進

道路交通の安全と円滑化を図り、都市機能の維持及び増進に寄与するため、交通の状況や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を推進します。

ア 秩序ある駐車場の推進

交通の妨害性・迷惑性の高い交差点付近における駐車違反、歩道や自転車道をふさぐ違法駐車等の取締りを警察に依頼するとともに、広報活動等で道路の適正使用を呼び掛けます。

イ 違法駐車締め出し気運の醸成

違法駐車排除及び自動車の保管場所の確保等に関し、広報啓発の活動を行うとともに、関係機関・団体との密接な連携を図り、村民の理解・協力を得ながら違法駐車締め出し気運の醸成・高揚を図ります。

(4) その他道路交通環境の整備

ア 道路使用の適正化等

(ア) 道路の使用及び占用の抑制

工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用については、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため適正な運用を行うとともに、道路使用許可条件の履行、占有物件等の維持管理の適正化を図り、特に、地下埋設物の管理について指導監督を強化します。

(イ) 不法占用物件等の排除

道路交通の支障となる不法占用物件等については、強力な指導取締りによりその排除を行い、不法占用等の防止を図るための啓発活動を沿道住民等に対して積極的に行い、道路の愛護思想の普及に努めます。

(ウ) 道路の掘り返しの規制等

道路の掘り返しを伴う占用工事等については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故を防止するため、極力これを抑制する等、計画的な占用工事等の施工について合理的な調整を図ります。

イ 道路法に基づく通行の禁止または制限

道路の構造を保全し、または、交通の危険を防止するため、道路の破損、決壊または気象条件等により交通が危険であると認められる場合には、道路法に基づき迅速かつ的確に通行の禁止または規制をします。

ウ 自転車駐車対策の推進

自転車利用者に対し、その社会的な責任の自覚を求めるため、法令の遵守、正しい駐車方法に関する教育及び広報活動を行い、その徹底を図るよう努めます。また、自転車の駐車需要が多く、路上への放置自転車が交通の安全を阻害している箇所や鉄道駅周辺等で主として通勤・通学目的に利用される自転車、原動機付自転車の放置の見られる箇所について、自転車駐車場の整備を促進します。

エ 子どもの遊び場等の確保

子供の遊び場の不足を解消し、路上遊戯等による交通事故の防止に資するとともに、村における良好な生活環境づくり等を図るため、公園等の整備を推進します。

オ 災害発生時における交通規制等

大規模な災害が発生し、または発生する恐れがある場合には、交通の混乱等を防止するため、車両の通行止め等必要な交通規制を行うとともに、う回路指示等の道路交通に関する情報の提供等の措置を行います。

2 交通安全思想の普及徹底

(1) 生涯にわたる交通安全教育の振興

生命尊重の理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重する良き社会人を育成することを基本方針として、心身の発達段階、道路交通への参加の態様等に応じた豊富な教育機会を確保し、幼児から高齢者に至るまでの教育の一貫性の確保及び家庭、学校、職場、地域等で行われる教育相互の連携を図ります。

ア 幼児に対する交通安全教育等

幼児に対する交通安全教育は、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を身に着けさせることを目標とします。

幼稚園及び保育所においては、幼児の発達段階や地域の実情に応じ、幼児の特性に十分配慮するとともに、家庭及び地域における関係機関・

団体等との連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動のあらゆる場面をとらえて交通安全教育を計画的かつ継続的に行います。

また、家庭における適切な指導、交通安全教育についての積極的な話し合い等が行われる広報啓発等を推進するとともに、地域の特性に応じた保護者ぐるみの交通安全教育を計画的・組織的に実施する幼児交通安全クラブの結成を促進し、その活動の積極的な推進に努めます。

イ 児童生徒等に対する交通安全教育

小学校、中学校及び高等学校の児童・生徒に対する交通安全教育は、生命尊重という基本理念にたつて、児童・生徒の心身の発達段階や地域の実情に応じて、日常生活における交通安全に必要な事柄を理解させ、身近な交通環境における様々な危険に気付いて常に的確な判断のもとに安全に行動できる実践的な態度や能力を養い、交通社会の一員として、自己の安全のみならず他の人々や社会の安全に自主的に貢献できる健全な社会人を育成することを目的として、学校、家庭、地域等の連携を図りながら、計画的かつ継続的に行います。

小学校においては、体育や道徳並びに特別活動の学級活動及び学校行事を中心に、学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用と正しいマナー、自動車のシートベルトの着用を含む乗り物の安全な利用、身近な交通安全施設や交通規制などについて重点的に交通安全教育を実施します。

中学校においては、保健体育や道徳並びに特別活動の学級活動及び学校行事を中心に、学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用と正しいマナー、自動車のシートベルトの着用を含む乗り物の安全な利用、交通事故防止と安全な生活、応急手当等について重点的に交通安全教育を実施します。

高等学校生徒においては、保健体育並びにホームルーム活動や生徒会活動及び学校行事を中心に、学校の教育活動全体を通じて、自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、交通事故の防止、運転者の責任、応急手当等について理解を深めさせるとともに、交通安全関係機関・団体等と連携しながら、安全運転等の指導を行うなど、安全運転に関する意識の高揚と実践力の向上を図り、交通社会における良き社会人として、必要な交通マナーを身に着けるよう指導します。また、家庭における交通安全に関する話し合い等が行われ、正しい交通ルールと交通マナーの実践が習慣付けられるように広報啓発活動等を推進し、地域において交通安全団体等の地域活動の積極的な推進に努めます。

ウ 成人等に対する交通安全教育

運転者については、地域・職場における安全運転を具体的に教えられ

る実践的・体験的な講習会を積極的に開催するほか、民間交通安全団体と連携して、歩行者及び自転車利用者等の保護、シートベルト及びチャイルドシート、また二輪車乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底、著しい速度超過や飲酒運転等死亡事故に直結するおそれの高い悪質・危険な運転や違法駐車防止など、自発的な安全行動を促す社会的責任の自覚を醸成いたします。

また、企業及び事業者団体の自主的な事故防止のための活動等を促進して、安全運転管理者、運行管理者等に対する法定講習をはじめとする各種研修会の充実を図り、企業内における安全管理の推進を図ります。

地域においては、交通安全協会、交通安全母の会等の交通安全団体の活動に対して、積極的な相互協力を行い、それらの活動を通じて、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣付けるなど、安全運転意識の高揚を図ります。

エ 高齢者等に対する交通安全教育

高齢者に対しては、加齢に伴う身体機能の低下が歩行者や運転者としての交通行動に及ぼす影響を理解させるとともに、交通安全教育を促進するため、交通マナー向上対策を強力に推進し、参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進します。

高齢者どうしの相互研さんにより交通安全意識の高揚を図るため、老人クラブ、老人ホーム等における交通安全部会の設置、シルバー交通安全推進員など指導者の養成等を促進し、これらの団体が、交通安全協会、交通安全母の会等の関係団体と連携し、自主的な交通安全活動を展開し、地域・家庭における交通安全活動の主導的役割を果たすよう推進いたします。

オ 身体障がい者については、福祉活動の場を利用するなどにより、障がいの程度別に応じたきめ細かい交通安全教育を推進します。

(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

ア 交通安全運動の推進

交通安全運動は、村民一人ひとりに交通安全思想の普及浸透を図り、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣付けるために、関係機関・団体等が相互に連携して、交通安全運動を組織的・継続的に展開します。

(ア) 自動車及び自動二輪車の運転者としての社会的責任の自覚の徹底、自転車の交通安全利用の促進。歩行者、特に子供、高齢者等の事故の防止、シートベルト・チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底等を目標とします。

(イ) 交通安全団体等が一致協力して、各季の交通安全運動を中心として、幅広い運動を展開します。また、交通事故等の実態を踏まえ、実情に則

した交通安全運動を展開する。運動の実施にあたっては、地域住民の主体的参加を得て、地域に密着したきめ細かい活発な諸活動が効果的かつ継続的に行われるよう配慮するものとします。

(ウ) 運動の趣旨を村民一人ひとりに浸透させるため、活動及び推進体制の強化を図ります。

イ 交通の安全に関する広報の促進

村民一人ひとりの交通安全に対する関心と意識を高め、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣付けるため、家庭、学校、地域等に対し、交通事故等の実態を踏まえ、日常生活に密着した内容など、それぞれの場に応じた広報媒体を活用した広報を次の方針により計画的かつ積極的に行います。

(ア) 高齢者の交通事故防止、シートベルト・チャイルドシート及び二輪車乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底、若年運転者の無謀運転の防止、飲酒運転の追放などを図るため、家庭、学校、職場、地域等と一体となった広範なキャンペーン等を積極的に行います。

(イ) 家庭は交通安全に果たす役割が極めて大きいことから、家庭向け広報を積極的に行い、家庭にきめ細かく浸透させ、子ども、高齢者、身体障がい者等を交通事故から守るとともに、飲酒運転や無謀運転等を追放するための広報活動を充実いたします。

また、職場においては、社員・従業員等に対し、業務上の運行並びに通勤・帰宅時における交通の安全を社内広報等を通じて、事故防止の呼び掛けを促進します。

(ウ) 夜間における歩行者及び自転車利用者等の交通事故防止に効果的な夜光反射材への理解の促進と普及を図るため、関係機関や団体等と協力した広報活動を積極的に行います。

(3) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等

交通安全活動思想の普及を図る上で、大きな役割を果たしている民間交通安全団体については、これらの団体が行う諸事業に対する援助や資料の提供等を充実させ、その主体的な活動を促進するとともに、団体相互間の連絡協力体制等の強化を図り、交通安全に関する村民挙げての活動を展開します。

3 安全運転の確保

(1) シートベルト・チャイルドシート及び二輪車乗車用ヘルメット着用の徹底
交通安全運動、各種講習会等のあらゆる機会を通じて、後部座席シートベルトの着用を含めたシートベルト・チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの着用効果、正しい着用方法について啓発し、意識の高揚に努めるとともに、着用の徹底を図ります。

(2) 高齢運転者対策の充実

高齢運転者に対して、参加・体験・実践型の安全運転教室を開催し、運転の適正検査や安全運転指導等を行います。

また、高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢運転者マークの着用の周知を図るとともに、高齢運転者優先駐車場の拡充を図り、高齢者が進んで高齢者マークを使用する環境づくりに努めます。

(3) 自転車の安全運転の確保

自転車の安全な利用を確保するため、早めの点灯や二人乗りの危険性などについて広報し、安全意識の高揚と安全運転の徹底を図ります。

(4) 自動二輪車運転者教育の推進

参加・体験・実践型の交通安全教育を推進するため、関係機関・団体等が連携して、自動二輪車の安全に関する各種情報の提供、自主的な訓練への協力、指導要請を図ります。

4 車両の安全性の確保

(1) 自動車点検整備の推進

自動車所有者の保守管理意識を高揚し、点検整備の充実を図るため広報などを通じ、自動車所有者による保守管理の徹底を図ります。

(2) 自転車の安全性の確保

自転車の安全な利用を確保するため、自転車利用者に対して、点検整備とTSマークや夜光反射材の貼付等について指導啓発いたします。

また、学校及び各種交通安全教室において安全点検を実施し、無灯火や二人乗りの危険性・違法性について積極的な周知を図ります。

5 道路交通秩序の維持

(1) 暴走族対策の強化

暴走族による各種不法事案を未然に防止し、交通秩序を確保するとともに、青少年の健全な育成に資するため、関係機関・団体と連携し、次の暴走族対策を強力に推進します。

ア 暴走族追放気運の醸成のため、家庭、学校等における青少年への適切な指導を行います。

イ 暴走族のい集場所として利用されやすい公共施設等の管理の徹底を図り、暴走族をい集させないための環境づくりを推進するとともに、関係機関・団体が協力し、暴走行為をさせない道路交通環境の整備を図ります。

6 救助・救急体制の整備

(1) 救助・救急体制の整備

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるため、次により救急体制の整備・拡充を図ります。

ア 救助・救急体制の整備・拡充

交通事故に起因する救助活動の増加及び事故の複雑多様化により、負傷者を迅速に救護するため、実施体制の整備を図ります。

イ 心肺蘇生法等の応急手当の普及

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるためには、事故現場に居合わせた関係者等により負傷者に対し、迅速かつ適切な応急手当が行われる必要があります。

このため、自動体外式除細動器（A E D※）の使用を含めた応急手当の知識等の普及を図るため、指導資料の作成、配付等の広報啓発活動とともに、消防機関等が行う講習会等の受講を積極的に推進します。

(2) 救急関係機関の協力関係の確保等

救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を確保するため、救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保を推進するなど、救急医療機関内の受入れ・連絡体制の明確化等を図ります。

7 損害賠償の適正化等

(1) 損害賠償の請求についての援助等

ア 交通事故相談活動の強化

交通事故による損害賠償問題について、被害者はもとより、一般村民に正しい処理の方法等の理解を求めするため、広報誌等の積極的な活用により各種の広報を実施します。また、県交通事故相談窓口と連携を図りながら初期的な相談に応えるための救済措置を講じます。

8 交通事故被害者支援の充実強化

(1) 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実

小・中学校に在学する交通遺児に対し、激励金を励ますとともに交通安全の高揚を図ります。また、財団法人福島県交通遺児奨学基金協会等が行う交通遺児に対する各種援助事業の周知を図ります。

※A E D : Automated External Defibrillator

第 2 章 鉄道交通の安全

第 1 節 鉄道事故のすう勢と交通安全対策の今後の方向

鉄道における運転事故は長期的には減少傾向にあり、これはこれまで講じてきた安全対策の成果と考えられるが、列車運行の一層の高速化、高密度化が進められていることに伴い、一たび事故が発生した場合、被害が甚大になる恐れがあるととも、利用者の利便にも支障をもたらすことが予想されます。このため、関係機関・団体との連携を図りながら、各種施策を講じる必要があります。

第 2 節 講じようとする施策

1 鉄道交通環境の整備と安全に関する知識の普及

路線住民の安全確保のため、路線敷地内への立ち入り防止さく等の整備や各季の交通安全運動の機会をとらえて、各種の広報活動を展開するよう鉄道事業者に要請するとともに、広報誌等を活用した鉄道の安全性に関する知識の普及を図ります。

2 緊急時における救助・救急体制の整備

鉄道の重大事故等の発生に際して、避難誘導・救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、鉄道事業者と消防機関、医療機関その他関係機関との連携・協力体制の強化を図ります。

第 3 章 踏切道における交通の安全

第 1 節 踏切事故のすう勢と交通安全対策の今後の方向

踏切事故は長期的には減少傾向にあるが、依然、鉄道の運転事故の約半数を占めている状況にあり、また改良すべき踏切道が残されている状況にあります。

このため、一たび事故が発生した場合、多数の死傷者が生ずる重大な結果をもたらすことが予想されます。このことから、関係機関・団体との連携を図りながら、各種施策を講じる必要があります。

第 2 節 講じようとする施策

1 踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

(1) 踏切道の構造改良による安全対策の推進

踏切道における交通安全と円滑化を図るため、必要に応じ、踏切道の構造の改良など関係機関等との連携を図りながら対策を講じます。

(2) 踏切設備等の共同点検の実施

踏切事故防止を図るため、踏切設備、道路条件及び道路標識等について、関係機関と共同点検を実施して、安全対策を推進します。

(3) 広報活動による事故防止対策の推進

踏切事故は、直前横断、落輪等に起因するものが多いことから、自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るための広報活動を積極的に行います。